

別表十二(七)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	円			
積立期間	2	. . .						
当期積立額	3			当期解体費用を支出した場合の益金算入額		19		
積立	4	当期末の解体費用見積額						
5	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	繰越金					累積限度超過額 (17)	20
6	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	繰越金の算入額					その他の場合による益金算入額	21
7	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)			計 (19) + (20) + (21)		22		
8	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額							
9	計 (6) + (7) - (8)							
10	積立限度額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$							
11	積立限度超過額 (3) - (10)			期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)		24		
12	累積限度基準額 (5)		貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25				
13	前期以前算入額 (前期以前の(23)の合計)							
14	前期以前の繰越金							
15	前期以前の繰越金超過額 (前期末までの(17)の合計)							
16	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)		当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28				
17	当期累積限度超過額 (16) - (12)		前期末における差額 (前期の(26))	29				

「23」欄
 原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10196」
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分